

## 1. 平成26年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成26年6月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第89号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第90号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議発第8号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程8 議発第9号 集団的自衛権の行使容認について慎重に進めることを求める意見書について
- 日程9 議発第10号 農協改革案の再検討を求める意見書について
- 日程10 議発第11号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書について
- 日程11 議発第12号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程12 議報告第11号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）

## 2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程12まで

- 日程13 議案第97号 工事請負契約の締結について（簡水高鷲北部浄水場築造工事）
- 日程14 議案第98号 工事請負契約の締結について（簡水高鷲南部猪洞浄水場築造工事）
- 日程15 議案第99号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）
- 日程16 議案第100号 物品売買契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車整備事業）

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷲 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄

11番	清水正照	12番	上田謙市
13番	武藤忠樹	14番	尾村忠雄
15番	渡辺友三	16番	清水敏夫
17番	美谷添生	18番	田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	服部正光	総務部付部長	武藤隆晴
健康福祉部長	羽田野博徳	農林水産部長	三島哲也
商工観光部長	山下正則	商工観光部付部長	水野正文
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	古川甲子夫
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	長岡文男
議会事務局 議会総務課長 補佐	加藤光俊		

## ◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。

議員の皆様には、6月11日開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

なお、報道のため写真撮影及びテレビカメラの撮影を許可しておりますのでお願いいたします。

（午前 9時50分）

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 武藤忠樹君、15番 渡辺友三君を指名いたします。

---

## ◎議案第87号から議案第91号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程2、議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから日程6、議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました5議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

平成26年6月11日開会の平成26年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例関係2議案につきまして、平成26年6月20日に開催の第4回総務常任委員会において慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、自主運行バス小駄良線の印雀と原バス停の間に下原橋を新たなバス停として追加し、料金体系は前後のバス停と同じ100円となるとの説明を受けました。

委員から、下原橋バス停は市道内に設置するののかとの質問があり、旧道と新道が合流している地点があり、その場所での乗降になるとの説明がありました。

料金をキロ数により50円単位で変えていくと収入もふえるのではないのかとの質問があり、自主運

行バスの料金を統一する段階で、10キロメートルまでは100円、それ以降は3.5キロメートルごとに100円を加算していくことで統一しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法の一部改正に伴い、外国法人の事務所等が恒久的施設として定義されたこと、法人住民税法人税割を2.6%引き下げ、この引き下げた分を国税化し地方交付税の原資化とすること、平成27年4月1日から軽自動車税の税率の引き上げを行うが、四輪以上及び三輪の軽自動車は新車を取得した場合に適用すること、非課税口座内の少額上場株式等の払い出しの改正について説明を受けました。

委員からは、法人住民税法人税割を引き下げることによる郡上市への影響について質問があり、平成27年度は2,800万円ほどの減収となる。平成28年度以降は4,400万円から4,500万円の減収となる見込みであるとの説明がありました。

法人住民税法人税割の一部を国税化することは財政力格差の縮小につながるのかと質問があり、国全体で6,000億円程度が見込まれており、地方交付税として交付団体へ交付される。算定方法によっては地方に有利なことも考えられるとの説明がありました。

恒久的施設と定義する必要性について質問があり、外国は恒久的施設での取引についてのみ課税しているため、恒久的施設についての定義をはっきりさせ、国際水準に合わせるための改正であるとの説明がありました。

軽自動車税の税率が上がることによる税収への影響について質問があり、平成27年度は580万円、平成28年度以降は1,700万円ほどの増収を見込んでいるとの説明がありました。

軽四輪貨物は郡上市のような農山村地域では必要であるため、特例を設けるなどの対応はできないかとの質問があり、標準税率が定められているが、標準税率を採用しないと交付税等にも影響してくると思われるとの説明がありました。

非課税口座について質問があり、ニーサというものであり、年間100万円までの上場株式の損益については課税されないものであるが、今回、非課税口座内の少額上場株式等の払い出しについて、相続等により当該株式を取得した者について、非課税口座での受け入れが可能になるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては態度保留者1名を除き、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成26年6月30日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。  
以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続いて、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それでは、産業建設常任委員からの報告をさせていただきます。

平成26年6月11日開会の平成26年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例関係1議案につきまして、平成26年6月23日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第89号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、市営住宅及び市有住宅の入居者の資格要件の規定について、引用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い法律名が改正したことにより引用法律名の改正をすること、および配偶者暴力防止等法による対象者を婚姻関係にある者だけでなく、生活の根拠をともしするいわゆる内縁関係にあるものからの暴力を受けた者も含めることを明文化したものであるとの説明を受けました。

委員から、暴力を受けている配偶者等が入居の申し込みをする際の確認方法について質問があり、緊急時の安全確保等は法により規定されており、該当するかどうかは警察等関係機関で確認することになるとの説明がありました。

また、郡上市内の中国残留邦人等の状況について質問があり、現在、郡上市には7世帯9名の残留邦人等支援法による支援給付の対象者がいるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

平成26年6月30日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。お願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 続いて、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年6月11日開会の平成26年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例関係2議案につきましては、平成26年6月24日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第90号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、引用する法律名を改める等所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

委員から、国の法律改正に伴うものであると思うが、そのことで不都合な点はないかという質問があり、ひとり親世帯の支援をより充実させるために父子が加わったものであり、母子家庭に対する福祉資金制度と同じく、父子福祉資金制度の創設といった支援策が講じられるなど、条例改正に伴う影響は生じないとの説明がありました。

母子及び父子世帯の福祉医療費助成の対象者と助成額について質問があり、いずれも一定の所得制限を設けているが、6月5日現在で母子が233世帯、父子は30世帯に受給者証を発行している。平成25年度の助成額は、母子世帯1,901万5,000円、父子世帯338万6,000円との説明がありました。

このほかの支援制度について質問があり、ひとり親世帯に対する児童扶養手当は、所得制限はあるものの、全部支給の場合は月額4万1,000円ほどを支援している。また、夫が死亡した母子世帯に対しては、遺族基礎年金の制度があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減制度の拡充等所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

委員より、国民健康保険税の引き上げ分と軽減分を合わせると国保会計として減収となるが、その部分は国保加入者の負担増につながるのか、また国保運営協議会との関係について質問があり、軽減制度の拡充に伴う減収分については、国と地方が共同して負担する保険基盤安定制度で措置される予定であり、市の一般会計から国保特別会計へ繰り入れる形になる。国保運営協議会は、年3回の開催を計画しているが、今回の改正については昨年度の協議会において説明させていただいたところであり、今後も最新の情報を提供し、委員からの御意見を伺っていくとの説明がありました。

課税限度額の今後の見通しについて質問があり、昨年法制化されたプログラム法に基づき、保険者を都道府県単位とする広域化について審議が進められていることもあり、課税限度額に関する国からの新たな情報はない。今回の改正は、課税限度額を超える世帯の割合が医療分の2.70%に対し、後期支援分が3.56%、介護納付分が4.07%になっており、それぞれ2万円を引き上げることにより、後期支援分が2.70%、介護納付分が2.99%となり、医療分、後期支援分、介護納付分ともに2%台とすることが国の試算で示されているとの説明がありました。

今回の改正に伴う市民への影響について質問があり、課税限度額の引き上げに伴う増収分572万円の内訳は、後期支援分418万円、介護納付分が154万円であり、影響を受ける世帯は、後期支援分が176世帯、前年度との比較では66世帯が減少、介護納付分は55世帯、前年度と比較して44世帯減

少すると試算している。軽減制度の拡充による減収分は約2,100万円、対象人数802人の内訳は、5割軽減が1,615人となり760人の増、2割軽減は1,706人で42人増加する見込みとの説明がありました。

委員からは、今回の改正により影響を及ぼす世帯に対しては、十分は周知が必要との意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成26年6月30日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 議案第88号の郡上市税条例等の一部を改正する条例について、1点だけお伺いをいたしたいと思います。

こうした地方税法の一部改正に伴いましてこのような税の引き下げが行われるわけでございますが、委員長報告によりますと、平成27年度は2,800万円ほどの税収の減と、28年は4,400万円から4,500万円の減収となる見込みであるということの説明がされております。

その中で、国全体では約6,000億円ほどが見込まれておるといことでありますが、この委員長報告の中で、裏の面の5行目なんですけれども、算定方法によっては地方に有利なことも考えられるとの説明があったということで、こういう減税をしておいて、地方交付税がそれに跳ね返って返ってくるわけでございますが、算定方法によっては地方に有利ということに関しては、この算定方法はどのような算定方法によると地方には有利ということが言えるのかどうかということが、委員会ではされたでしょうか。もしそうでなければ、関係部長にお伺いしたいわけです。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） ただいまの質問に対しまして私のほうから答えられる部分を答えたいと思いますが、報告書にありますように、引き下げることによる減収分、そのことにつきましては委員会としても議論をいたしましたし、国全体での交付税としての額を6,000億円程度ということでも議論をいたしました。算定方法等については委員会の中では議論をしておりませんが、もし具体的に金額までわかるようであれば担当部長からお示しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 法人税の関係ですけど、今現状、偏在性により生ずる財源の中で、不交付団体の減少分を活用して地財計画のほうへ計上するということまででございます。それで、算定方法によればというと、まだ国のほうはその配分の算定方法がはっきり定まっていないということでございます。

それで、27年度以降、まず市税のほうへ、法人税のほうへ影響してくるという中で、我々としても、今現状、27年度、28年度で4,400万円、4,500万円程度を見込んでございますが、今現在決まっていなくてございますけど、そのような状況でございます。

それで、通常、今の算定でいきますと、金額的にはまだ不透明な部分があるということで、ただ、不交付団体の減少分を活用して地財計画に歳出を計上するということでございますので、何らかの形が出てくるのではないかとこのように考えております。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 法人税の額の割は、これはマックスが条例では地方税法の中で決められておまして、各自治体においてその率はまた別に定められるということだろうということを思っておりまして、郡上市の場合は、その地方税法に定めるマックスよりも低い形で税率が定められてると思うんですが、そこから割合によって減らせるということは、もうその初めのベースの問題によって各自治体でもこれは変わると思うんです。

岐阜市とか高山市はその中のマックス、ちょっと確かじゃございません、14.5が地方税法上の税率のマックスですか、まだ郡上市は12.3ですか。そのベースから引くことによっても変わるということをおもうんです。

ですから、私は、この2,800万円以上はまたもらえればいいし、4,400万円以上をもらえるのならこれはええと思うんですけれども、結構、曖昧な中で、執行部もこういう条例を出されて、計算されてきとるんだろうということをおもうんですけれども、もう少し、そのあたりのベースの決め方から、市として、先にそれからかかってこれがするべきじゃなかったかなということも思ってもみるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今言われたように、郡上市としては12.3——現状で——をもらっておるということですが、今、ベースって言われますけど、全体で、今、国のほうは0.6兆円、6,000億円というふうに見込んでございます。これを今の状況の中で計算をすると、これ以上もらえるという考え方はとれるというふうに思っています。

ただ、先ほど言いましたように、まだ総務省のほうで、この交付税の配付の算定方法、この辺が

はっきり見えてないということで、議員言われるように、まだ見えてない、不透明な部分があるということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 再質問で済みません。

これが、ちょっと定かではございませんが、地方税法上でそのマックスを、例えば、私はですよ、もらえるだけもらうべきというふうに思ってるんです。というのは、法人税も利益を上げたところがしっかりと払っていただくものであるから、利益が上がらなかったところは払わないものであるから、そうしたものをマックスもらって、そういうものをしっかりと産業振興とかにまた充ててくということによって産業を支えていくということから、ベースが僕は安いんじゃないかということちょっと思うわけです。

それに取り組んでからこういうものに、わかっておるんでしたら、こういう国の改正に従って進むべきというふうにちょっと考えておりました。意見ですので、もしそれに対して何かありましたらお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 地方税につきましては、地方税法によって標準税率というものは決められていて、そして、それを地方によっては一定の限度まで超過課税というんですけども、超過課税をすることがあります。が、しかしこの法人税割というのは、郡上市内においても地場産業のいろんな会社を対象にしておりますので、超過課税を、じゃあ何のためにするのかといったことでは大きな議論になると思います。

したがって、御指摘のようなことですが、全国でこの住民税法人税割を超過課税をしているところはほとんどないというふうに思います。標準税率で取っているということだと思います。

そして、今回の国のほうの地方税、法人税割住民税の一定部分を国税化するというのは、これは超過課税をしておろうとしてまいと2.6%分はとにかく国税化して、それを交付税の財源にするということです。

したがって、確かに、郡上市も同じように住民税の法人税割は減収になりますけれども、私どもはこれは何のためにやられるのかということについては、これは、これまで、今回の消費税の引き上げというようなことに伴って、不交付団体に異常に税収が集中するということを少しでも調整をしようということでこういうものが設けられたことであり、たしかに不交付団体にとっては取られっぱなしで返ってくるものはないということですが、私たちのような、郡上市のように財政力指数が低くて、そして交付税に多額を依存しているという団体においては、恐らく拠出したものよりプラスになって返ってくる分が多いというふうに思ってます。もしそうでなかったら、全国

の交付団体がこんな制度を黙っておるはずはありません。

不交付団体は、大変、例えば、愛知県なんかの富裕団体からはこの制度に対する反対論がありました。ありましたが、全国のそういう税源の格差是正をするということで設けられたものでありますので、事務当局としては、まだことしの交付税の算定方法がどういうふうになるかということがわからないので、慎重を期して、こういう算定方法いかんによっては云々ということを行っておりますが、本来的には不交付団体にとっては出したものより返ってくるもののほうが多いという制度でなければこの制度の意味がないということで、そのようなふうになることを期待をしておりますし、そのようになることと信じております。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第87号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

まず1点目に、この条例は、国の地方税法等の一部改正により郡上市税条例を改正するものであります。この改正案の第一義は、法人市民税割の税率を引き下げることによる改正であり、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割の一部を国税化し地方交付税の原資とするとうたわれておりますが、この措置により本市にとっては減収になります。先ほどあったとおりでございます。

それらは、交付税として還元されるというように言われておりますが、先ほどの説明でも、よりプラスになるのではないかという説明もありましたが、あくまで未定であり、全額還元される裏づけはありません。

2つ目に、法人市民税の一部国税化と交付税財源化は、地方消費税によって交付税不交付団体と

交付団体との格差がますます拡大するため、これを是正するためという名目で行われるものです。

格差是正を求める自治体の声は当然ですが、その格差を大きくしている要因が地方消費税であり、自治体間の税収格差の是正は地方交付税が持つ財源保障と財政調整能力の強化によってなされるべきと考えます。法人市民税の一部国税化、交付税財源化は、消費税増税と消費税を地方財源の主要財源に据えていく狙いと一体のものであり、賛成できません。

3点目に、次いで、この条例改正は、原動機付自転車と軽自動車等についてその税額を値上げしようとするものであります。平成27年度以降に新たに取得される四輪軽自動車、乗用車の場合7,200円から1万800円、これは1.5倍であります。四輪系自動車、貨物用は4,000円から5,000円、1.25倍。原動機付自転車1,000円から2,000円、これは2倍になります。これは、来年、27年度分から実施されます。

また、車両番号を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対する重課の規定、これは28年度分からです。これが新たに課せられることとなります。軽トラックや軽自動車などは10年以上が圧倒的に多い——十二、三年というように聞いておりますが——実態となっております。多くの市民、とりわけ軽自動車やバイクは、交通不便地域の市民の足となり、零細自営業者の営業を支える移動手段ともなっております。この増税は、庶民にとって消費税とともに二重の増税となるものであり、断じて容認できません。

以上の理由により、議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例についての反対討論いたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

この条例は地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたもので、それに伴い郡上市税条例も一部を改正されたものです。

内容は、法人税法に外国人の確定申告等についての規定が新設されたことに伴う引用条項の追加や修正などで、当然のことであり、軽自動車税の税率も法の改正にあわせて改正されたものであり、そのほか公益法人等に係る市民税の課税の特例、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例などなど全ての法の改正にあわせて改正され、規定の明確化を図り、所要の規定の整備を図ったものだと思います。

したがって、議案第88号は原案のとおり賛成するものであり、議員諸君の賛成同意を求めるものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第88号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第89号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第89号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第90号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決します。

議案第90号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可します。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

国民健康保険料の課税限度額が引き上げられ、後期支援分は14万円から16万円、介護納付金は12万円から14万円に引き上げられます。後期支援分は、25年度の課税世帯から176世帯ふえ、介護納付金は、同じく25年度の課税世帯から55世帯ふえ、合計で572万円の増収と試算されております。

この課税限度額は、平成20年度の68万円から今回の81万円、3つの分野合わせて、13万円も引き

上げられております。現在の国保税の仕組みの中で国保会計が困難なことについては理解しておりますけれども、本来はもっと国の財政支援がなされるべきであり、今や国保税に対する市民の負担は限界であると言わなければなりません。

今回は、消費税増税の動きの中で低所得者対策が図られ、5割軽減の世帯と2割軽減の世帯で基礎控除額が拡大され、それだけ国保税の軽減が拡充されます。今回の課税限度額の引き上げによって572万円が増収と見込まれていますが、この5割軽減と2割軽減の対象者の拡大により、先ほどの報告では約2,100万円と書いてありましたが、2,200万円に近い減収となり、上記課税限度額の増収分と軽減制度の拡充による減収分で差し引き1,600万円の減収となり、これは一般会計より繰り入れることとなります。

今回は課税限度額の引き上げに対し、国保税負担は限界であり、国保会計の改善は国、県の支援や市の一般会計からの繰り入れによって進めるべきであり、課税限度額を際限なく引き上げるやり方に賛成できません。

以上の理由から郡上市国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論といたします。議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 2番 田中康久です。議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正に賛成の立場で討論を行います。

本条例改正のポイントは、保険料の賦課限度額の引き上げと低所得者へ配慮した軽減判定所得の基準額の引き上げであります。

今後の高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で被保険者の所得が伸びない状況において、例えば、保険料負担の上限を引き上げずに保険税率の引き上げにより必要な保険料収入を確保することになれば、高所得者層の負担と比較し、中間所得者層の負担がより重くなります。

一方、保険料負担の上限を引き上げることにすれば、高所得者層により多く負担していただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となることから、保険料の賦課限度額の引き上げを目指すものであります。

また、低所得者への配慮した軽減判定所得の基準額を引き上げております。私は、これまで保険料負担が困難となる国民健康保険の低所得者に対して負担軽減が図られてきたことが国民皆保険制度の維持につながってきたことを踏まえるべきであると考えます。

したがって、今回の条例改正案のように国民健康保険の低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべきであると考えます。このような低所得者対策は、低所得者が多く加入する国民健康保険

に対する財政支援の拡充措置とあわせ、社会保障・税一体改革に伴う消費税率引き上げにより負担がふえる低所得者層への配慮として適切なものであると考えます。

本条例改正は以上の趣旨から、負担の公平化による持続的な社会保障制度の構築を目指すものであり、必要なものであると考えます。議員の皆さんの賛成をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第91号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可とすることに決いたしました。

---

#### ◎議発第8号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程7、議発第8号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

---

議発第8号

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について

郡上市議会会議規則（平成24年郡上市議会規則第2号）の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年6月30日提出

提出者 郡上市議会議員 山田忠平

賛成者 郡上市議会議員 野田龍雄

賛成者 郡上市議会議員 清水正照

郡上市議会議長 尾村忠雄様

提案理由

協議または調整を行うための場の設置に伴い、会議規則の適正化を図るよう所要の規定を整備するため、この規則を定めようとする。

## 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則

郡上市議会会議規則（平成24年郡上市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

左から名称、目的、構成員、招集権者ということで順番に読み上げます。

議会改革特別委員会幹事会、議会改革特別委員会の運営に関する協議または調整、委員の中から選出された代表者、委員長。

議会報告会運営会議、議会報告会の運営に関する協議または調整、議長、副議長及び議会運営委員会の委員長及び副委員長（座長が必要と認めた議員を加えることができる。）、座長。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年6月27日から適用する。

---

裏面につきましては、新旧対照表でございます。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今回の郡上市議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。この規定の定めるところの概要を説明をいたします。

地方自治法の中に、議会は会議規則を定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるという規定があります。

郡上市議会においては、会議規則第168条に全員協議会、委員会協議会、議員総会など7つの協議等の場を規定をしてるところであります。今回、議会改革特別委員会の中に議会改革特別委員会幹事会が設置されたことと、議会報告会実施要綱の中に報告会の運営会議の設置が規定があるために、この2つの会議を会議規則第168条の別表に加えて適正な運用を図ろうとするものであります。

なお、会議規則102条には、分科会、小委員会の規定が定められておりますが、幹事会についてはこの分科会、小委員会には当たらないためのものと判断して改正しようとするものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第8号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決いたします。

議発第8号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議発第9号について(議案朗読・提案説明・討論・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程8、議発第9号 集団的自衛権の行使容認について慎重に進めることを求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長(池場康晴君)

---

議発第9号

集団的自衛権の行使容認について慎重に進めることを求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成26年6月30日提出

提出者 郡上市議会議員 清水 正 照

賛成者 郡上市議会議員 田 中 和 幸

賛成者 郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄 様

手段的自衛権の行使容認について慎重に進めることを求める意見書(案)

安倍首相は、諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制懇、柳井俊二座長)」が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を、閣議決定する方向で与党協議を加速しており、閣議決定を踏まえた関連法案の整備も予定されている。

近年の近隣諸国での核開発の動きや尖閣諸島周辺の東シナ海で続発する領海問題など、日本の安全保障をめぐる環境が変化する中で、集団的自衛権の行使を容認すべきかを議論することについて否定するものではない。しかしながら、集団的自衛権の行使については、国防、安全保障の根幹にかかわり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題である。

そこで、現在、政府が進めている集団的自衛権の行使容認を検討するに当たっては、国会において十分な時間をかけた審議を行うとともに、全国で公聴会を開催するなどの方法で、国民的議論を経るなど、国民の理解が得られる形で結論を出すよう慎重に進めることを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

防衛大臣

---

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） ただいま提案されました意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

集団的自衛権の行使容認について憲法解釈の変更によって決定する方向で与党協議が加速しており、7月初旬にも閣議決定が予定をされております。日本の安全保障をめぐる環境が変化する中で、集団的自衛権の行使を容認すべきかについての議論を否定するものではありませんが、国防、安全保障の根幹にかかわり、国民生活に影響を及ぼす重大な問題であることから、集団的自衛権の行使容認に当たっては世論調査の結果などで示されているようにさまざまな意見がある中、国会での十分な時間をかけた審議を行うとともに、公聴会を開催するなど広く国民の理解が得られる形を経て、慎重に結論を出すことを求めるものです。

総務委員会におきましても、集団的自衛権の行使について日本を取り巻く安全保障に対する認識や憲法の解釈変更による行使など、委員から多様な意見が出されました。郡上市議会としてどのよ

うな見解で対応すべきか慎重に審議、検討をしました結果、意見書（案）の上程ということになりました。議員各位の御賛同を得て、意見書を提出しようとするものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第9号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 反対討論、賛……。

（「賛成の討論」と6番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） 先に反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） それでは、賛成討論を、6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 討論の申請をしておりましたので、討論を述べることを許していただきたいと思えます。

集团的自衛権の行使容認について慎重に進めることを求める意見書に対し、賛成する立場から討論に参加いたします。

この意見書にも指摘されているように、現在の時点で国会において十分な時間をかけた審議が行われていないこと、国民的論議が十分反映されていない現状認識を共有いたします。国の安全保障にかかわり国の仕組みを大きく変える問題であり、国民の理解が得られるような進め方が必要であると考えます。

同時に、この意見書にもあるように、集团的自衛権の容認についてもいろんな立場や意見があることを踏まえ、率直な論議を深めることが大切であるということを強調したいと思います。

特に、国の将来のあるべき姿を論議するわけですから、世界平和にどんな形で日本が貢献するのか、アジア地域の平和をどのように維持し広げていくのか、その中で日本の果たす役割は何かなどをきちんと論議していくことが重要です。また、そうした論議の中で、多くの国民の中に国際紛争

を平和的な話し合いで解決するべきであるという極めて正当の考えが多いことに心をとめるべきだと思います。

戦争という手段をとらないという平和憲法の立場があるのに、集団的自衛権という名で他国の領地での活動に参加することになる等の議論がなされていることに、大きな危惧の声が出されています。

あす7月1日にでも与党内の合意をまとめ、集団的自衛権を行使できるよう閣議決定を行う方針と伝えられています。意見書にある、国会において十分な審議を行うことと、全国で公聴会を開催するなど、国民的論議を経て国民の理解を得るよう慎重に進めることを強く求めて、当意見書に対する賛成討論といたします。議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第9号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第10号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程9、議発第10号 農協改革案の再検討を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

---

議発第10号

農協改革案の再検討を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成26年6月30日提出

提出者 郡上市議会議員 古川文雄

賛成者 郡上市議会議員 山川直保

賛成者 郡上市議会議員 美谷添生

郡上市議会議長 尾村 忠雄 様

### 農協改革案の再検討を求める意見書（案）

平成26年5月、規制改革会議農業ワーキンググループは、「農業改革に関する意見」を発表し、これを受けて規制改革会議が農業改革案を決定した。

この案のうち、農協改革については、全国農業協同組合中央会（JA全中）の廃止、全国農業協同組合連合会（全農）の株式会社化、単協の専門化・健全化の推進として信用事業の農林中金（信連）への移管、共済事業の共済連の窓口・代理店化、さらには、准組合員の事業利用規制などの案が盛り込まれている。

その後、中央会のあり方の抜本的見直しを含め、今後5年間を農協改革集中推進期間として、農協の自己改革の実行を要請することが規制改革会議の答申に盛り込まれ安倍首相に提出された。

郡上市のような中山間地域において、農協は戦後の荒廃期から現在に至るまで、農業面では個々の農家では保有できないカントリーエレベーター・育苗センター・選果場などの設置、生活面では介護事業やデイサービスセンターなどの設置、さらには山間地におけるライフラインのためのガソリンスタンドの設置など、組合員や地域住民のために各種事業を展開し、農政の一翼を担ってきた。しかしこれらの事業は、経営努力はしているものの、事業単独では採算が合わないものがほとんどであり、信用事業・共済事業の収益で賄っているのが現状である。今回の改革案は、農協の自己改革を促すものであり、単協の信用事業・共済事業の見直しという方針に即した改革を求めるものであるが、現場の実態に配慮し進められるべきである。

また、今回の改革案の策定に際しては関係者との十分な意見交換を経ることなく、性急なスケジュールで検討が進められていることから、真に農業者のための観点において現場を踏まえた改革が必要である。

そこで、規制改革会議の最終答申を踏まえた法案化作業を進めるに当たっては、当事者である農協や現場の農業者、農業団体、地域住民などの意見を聞き、真に日本の農業を強くするために改革案の再検討を強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

---

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ただいま提案がありました農協改革案の再検討を求める意見書（案）についての提案説明を申し上げます。

ことし5月14日には、政府の諮問機関である規制改革会議は農業改革に関する意見書を発表し、これを受けて5月22日には規制改革会議が農業改革案を決定しております。6月13日には、農協の自己改革の実行を要請することが規制改革に関する二次答申に盛り込まれ安倍首相に提出され、今後、政府は答申に沿って改革を進める方針で、来年の通常国会に農協法の改正を提出するようになります。

また、6月5日には、地元のめぐみの農協、岡田代表理事組合長より郡上市尾村議長宛てに農業改革に関する要請書が提出されております。

委員会におきましても、検討、御意見をいただきましたけれども、農業者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など農業をめぐる環境は厳しい状況にあります。真に農業者のための観点で農協の現場において改善してほしい改革必要事項もあります。規制改革会議の答申を踏まえた法案化作業を進めるに当たっては、現場の当事者の意見を聞き、日本の農業を強くするために改革案の再検討を求める意見書であります。

意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第10号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第10号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第10号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議発第11号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程10、議発第11号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長(池場康晴君)

---

議発第11号

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成26年6月30日提出

提出者 郡上市議会議員 田代 はつ江

賛成者 郡上市議会議員 田中 康久

賛成者 郡上市議会議員 清水 敏夫

郡上市議会議長 尾村 忠雄 様

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)

「障害者基本法」第3条第3項において「全ての障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の確保が図られること。」と定められている。また、同法第22条においては、国及び地方公共団体に対し、障がい者の情報取得や意思疎通を図ることができるようにするため、必要な施策を講じることを義務づけていることから、手話が音声言語と同様な言語であることを広く国民に示し、日常生活、就労、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが満遍なく保障される環境整備に国として取り組むことが必要であると考えます。

よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講じるよう強く要望する。

記

手話が音声言語と同様な言語であることを広く国民が理解し、習得できるように環境の整備を行

うことを盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

---

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提案説明をさせていただきます。

手話は、本来独自の語彙や文法体系を持っている言語であり、聴覚障がい者にとって大切な情報獲得のコミュニケーション手段であります。政府は、平成21年度、内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めています。

平成23年8月に改正された障害者基本法は、「全ての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が規定されています。また、同法では、国、地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化を義務づけています。

以上のことから、今後、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、障がい者が社会に参画できる手話言語法の制定をし、自由に手話が使え社会環境に国として整備することが必要であります。よって、地方自治法第99条の規定により、お手元に配付しました意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、提案理由の趣旨を御理解いただきまして御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第11号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第11号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決いたします。

議発第11号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第11号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### ◎議発第12号について(委員会付託)

○議長(尾村忠雄君) 日程11、議発第12号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から会議規則第111条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、また各常任委員会からの会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付のとおり申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議報告第11号について(報告)

○議長(尾村忠雄君) 日程12、議報告第11号 諸般の報告について。

議員派遣の報告等を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、御報告にかえさしていただきます。

ここで、日程の追加をしたいと思います。

議案第97号 工事請負契約の締結について(簡水高鷲北部浄水場築造工事)、議案第98号 工事請負契約の締結について(簡水高鷲南部猪洞浄水場築造工事)、議案第99号 物品売買契約の締結について(建設機械(雪寒機械)購入)、議案第100号 物品売買契約の締結について(水槽付消

防ポンプ自動車整備事業)の4議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでよろしくお願いをします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

(午前11時04分)

---

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

---

○議長(尾村忠雄君) その前に、諸般の報告、日程12について訂正がありますので、事務局長のほうから報告させていただきます。

議会事務局長。

○議会事務局長(池場康晴君) 濟いません。議報告第11号 諸般の報告についての中の2枚目の報告書でございます。平成26年6月2日付の報告書でございますが、一番下の経費のところでございますけれども、経費が5万5,800円という数字が載っております。これが間違っております。正しくは30万6,350円でございます。30万6,350円が正しい数字でございますので、御訂正のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

---

#### ◎議案第97号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程13、議案第97号 工事請負契約の締結について(簡水高鷲北部浄水場築造工事)を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) 議案第97号 工事請負契約の締結について(簡水高鷲北部浄水場築造工事)。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月30日提出、郡上市長日置敏明。

- 1、契約の目的、簡水高鷲北部浄水場築造工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約の金額、2億7,270万円。

4、契約の相手方、郡上市高鷲町大鷲919番地、株式会社揚山土木、代表取締役 揚山正雄。

5、工事の場所、郡上市高鷲町西洞地内。

6、工事の概要、築造工事一式。

1枚おめくりいただきまして、資料1をお願いいたします。

工事概要書でございます。

最初に、契約の概要で、重複箇所につきましては省略させていただきます。

最初に、仕様書番号、水水第26—63号、飛びまして、工期、本契約締結の日より平成27年3月20日。

中ほど行きまして、次に、築造工事の内容でございます。名称、高鷲北部簡易水道凧浄水場、位置、岐阜県郡上市高鷲町西洞字下野凧、処理能力、1日当たり1,210立米。

その下行きまして、工事内容でございます。浄水場の造成工事一式、普通沈澱池設備、躯体工事一式、緩速ろ過池設備、躯体工事一式及び機能設備工事、附帯設備工事、おのおの一式でございます。

1枚おめくりをいただきまして、資料2でございます。

位置図でございます。丸がしてございますが、場所はひるがのの西側となります。

次に、右側、資料3をお願いいたします。

横にして見ていただきまして、赤く塗らしていただいた部分の上段のほうでございますが、ちょっと見にくいですが、普通沈澱池、こちらにつきましては、鉄筋コンクリートづくりで、2つの池を持っております。それから、その下に2つ大きく並んでもございますが、これが緩速ろ過池でございます。鉄筋コンクリートづくり、6つの池でございますが、6池を対象としております。それから、赤い線で囲わしていただいておりますが、上下ありますが、こちらにつきましては浄水場の造成工事としまして一式、面積は7,100平米でございます。

次に、1枚おめくりをいただきまして、入札結果でございますが、裏面にもございますが、資料のとおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 前説明があつたんかと思いますが、ここの簡易水道について加入者の数をちょっと知らしてください。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 失礼いたしました。今、加入者のところがちょっと人数が出てまいりませんので、1日当たり最大ということで申しわけございません。後で。

（「世帯もわからない、世帯も」と6番議員の声あり）

○環境水道部長（平澤克典君） 世帯等につきまして、ちょっと今手元に資料がございません。申しわけございません。

（「いいです」と6番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第97号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第97号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第98号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程14、議案第98号 工事請負契約の締結について（簡水高鷲南部猪洞浄水場築造工事）を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第98号 工事請負契約の締結について（簡水高鷲南部猪洞浄水場築造工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、簡水高鷲南部猪洞浄水場築造工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約の金額、3億4,020万円。
- 4、契約の相手方、郡上市高鷲町大鷲790番地の5、穂積建設株式会社、代表取締役 下牧成男。
- 5、工事の場所、郡上市高鷲町大鷲地内。
- 6、工事の概要、築造工事一式。

1枚おめくりをいただきまして、資料1をお願いいたします。

工事の概要書でございます。

工事概要で重複箇所は省略させていただきます。

仕様書番号、水水第26—64号、工期、本契約締結の日より平成27年3月20日。

中ほどでございます。次に、築造工事の内容でございます。名称、高鷲南部簡易水道猪洞浄水場、位置、岐阜県郡上市高鷲町大鷲字漆ヶ洞、処理能力、1日当たり818立米でございます。

工事といたしまして、普通沈澱池の設備、躯体工事一式、緩速ろ過池設備、躯体工事一式、それから機能設備、附帯工事、一式でございます。それから、浄水場施設といたしまして躯体工事一式、それから管理棟施設といたしまして躯体工事一式でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料2でございます。

位置図でございます。これも丸がしてございますが、位置は、高鷲振興事務所の北側のほうになります。

右のページ、資料3をお願いいたします。

同じく横にして見ていただきまして、配置が少し違いますけども、一番右のほうから普通沈澱池としまして、鉄筋コンクリートづくりでございます。2池をつくる予定でございます。それから、左側に赤く3つに分かれておりますが、これは緩速ろ過池、鉄筋コンクリートづくりで、同じく6池を形池するものでございます。それから、下のところに管理棟浄水池とあります。これは、地下が浄水池となりまして、鉄筋コンクリートづくり、地下が2つに分かれまして2池を計画しております。それから、その上に管理棟といたしまして、鉄筋コンクリートの平屋建てを築造するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、入札結果でございます。裏面にもございます。資料のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 工期が27年3月20日ですけども、ここから、この後供用開始が始まるのかどうかということが1点です。

それから、工事内容なんですけど、ずっとありまして躯体工事等がありますが、一番最後の管理棟設備、これは滅菌と電気計装室と書いてありますが、工事内容は躯体工事と書いてありますのでいろんな施設は入らんのか、これで、ここでそれもなされるのか、そしてすぐに供用開始できるんかになっていうこと。

それから、これは委員会でもちょっと話が出とったと思うんですが、さきの南部の計画等を見ますと、額がこちらのほうが高いんです。そして、実際の処理能力は少ないと。額が北部少ないのは、まだこれは途中であってほかの施設がまだ残されとるとというような説明があったと思いますが、そういう説明もちょっとお願いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

供用開始でございますが、供用開始は、まだ来年はできません。もう一年後になろうかと思えます。そっちのほうにつきましては、管路ですとかほかのものもまだ工事が残っておりますので、それができてからということで今予定しております。

それから、2つ目に、浄水池及びその上の管理棟の施設のことでございますが、こちらにつきましては、今回、管理棟等中をつくらせていただきますが、機器等につきましてはまだ新年度のほうで整備をしていきたいというふうに思っております。

それから、南部と北部でございます。こちらのほうでございましたけども、南部、北部でございますが、一番はやはり管理棟、浄水池というものが、今回の工事に入っている、入っていないというのが一番大きなものでございますし、その他は緩速ろ過池の一部機械のほうを、建物の中に入りますが、配管とかそういうものを、細かいものが一部は片方かなり入っておりますし、北部のほうにつきましては新年度のほうに入っているということで、その分で金額の差が出てるといってございまして、よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この処理能力の件ですが、先ほどもちょっとお聞きしたら、まだちょっと今はわからないと、まだわからんのかな、処理能力、戸数ないし利用人数はわからんのでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

まず、先ほどの人数でございますが、給水人口のほうでございます。高鷲北部でございますが、

人数でございますが1,022人。それから、高鷲南部でございます。南部のほうにつきましては、定住の人数でございますが1,530人ということでございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ちょっと詳しいことわからんもんでお聞きして申しわけないんですが、人口の割に実際の、これ500人ほど違うっていうことで、このままでいいんかや、まだやらんところがあるので、この南部のほうはまだ少し残つとるけれどもほぼ済むと、北部はまだ大分残つとるということでありますね。そういうことやんな。この人数で、これでいいんかしらんと思ったもんでちよつとお聞きするわけです。

○議長(尾村忠雄君) 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) 今、定住の人数を申し上げましたが、これにまだ観光人数というのが加わりまして、御存じのように、ひるがの地区というのは非常にスキー客ですとか観光客というものが多くお見えになりますので、そちらのほうの水の量として足し込みますので、どうしても水の量が、施設が大きくなるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第98号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省力したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第98号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第99号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程15、議案第99号 物品売買契約の締結について(建設機械(雪寒機械))

購入)を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 議案第99号 物品売買契約の締結について(建設機械(雪寒機械)購入)。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、建設機械の購入。

2、契約の方法、随意契約による。

3、契約金額、3,093万1,200円でございます。

4、契約の相手方、郡上市八幡町五町4丁目10番地8、篠田株式会社郡上営業所、所長 山下幸治。

5、購入の場所、郡上市白鳥町。

物品の内容、ロータリー除雪車1台でございます。

次のページの資料ですけれども、納入期限につきましては、平成26年11月28日の、雪の降る前に納入したいと考えております。

それから、最後のページですけれども、入札結果ということで、今回7者を指名をして、指名を予定しておりましたけれども、応札者が1社しかなかったことによるものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(尾村忠雄君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) 1点だけ質問させていただきますが、この随意契約によるとありますが、結局、応札が1つしかなかったから随意契約になったと受けとめてよろしいんですか。指名入札をするつもりであったけども、みんな辞退して応札が1件だったから指名入札が随意契約に変わったと、そういうふうに理解してよろしいかだけお伺いします。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 今回、指名競争入札ということでございましたが、応札で1社ございました。そこで、1社ということで、やはり、この機械においてもロータリー車という特殊性があったということもございます。その中で、1社ということで指名競争に適さないということで、

その後取り消しをしまして随意契約のほうへ結ばさしていただいたということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) わかりました。ただ、わかったんですけども、この一番最後の入札結果として落札95.04%つてあります。この落札つていう言葉を随意契約で使われるつていうのはちょっとぴんとこないんですが、その点はいかがですか。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 確かに、今、議員言われるように、落札という、今回応札された方が95.04%で応札をされたという意味でございますので、よろしく申し上げます。

(「了解」と13番議員の声あり)

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 今、武藤議員の質問の中で、ロータリー車で特殊車ということを言われたんですけども、この、今辞退をされた方々が特殊車である場合にここへ入札を話したこと自体がそこが入札資格があるのかなにかつていうことなんです。ただ、普通の一般の競争入札する業者のランクだけであったのか、特殊車であつて、そこが出したつて応札ができなければ応札がないで辞退ということになるんですが。この特殊車は、メーカーなり、あるいは、それぞれ、今はこれは恐らく郡上の市内の業者と思うんですけども、例えば、万が一、全国に一般競争入札すればほかは大分あるのかなのかということも聞いておきたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 特殊車という言葉ですけれども、ほんとに除雪しか使えないというようなことで、そういった特殊ということも含んでおります。

それから、契約に関しては総務部のほうで手続をやっておりますけれども、このロータリー車につきましては、大体、契約結んでからやはり納入までに半年間ぐらい要ると、そういったことも含める中で、今、山田議員さん言われるように、もっと、ほんなら再入札とかそういうことはどうなんやということも中には検討はする中でも、やはり納入時期が6カ月は要するというような中で、何とか冬までに納入したいという思いの中で、今回1社でしたけれども、応札された業者との随意契約で進めていくということで今回は決めさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 今、そうすると、納入の時期のことを言われたんですけども、納入の時期と

それから特殊車であるということがやはり両方かみ合わせやと思いますが、やっぱり、例えば、仕様に限定をされるとほかの人は全然そこに入れないということなら、これは入札する価値はないんで、そのようなことも聞きたかったんです。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 仕様については、車種の限定ということはしておりません。この概要にも書いておりますけれども、ロータリー車の車輪式の幅が2メートル20以上、それから水冷で、ディーゼルで、出力が180キロワット以上、同等以上の機能を有する機械ということで、そういった製品っていうかメーカー指定等はしておりませんので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 言われましたようにわかりました。やっぱり、今後、こういった、最終的に結果的なことを見る表上では、なかなか競争入札になっていない状況になりますので、今言われるように、同等でやっぱり競争ができるような形の入札を今後求めておきますので、お願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第99号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第99号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第100号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程16、議案第100号 物品売買契約の締結について（水槽付消防ポンプ自

動車整備事業)を議題といたします。

説明を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) 議案第100号 物品売買契約の締結について(水槽付消防ポンプ自動車整備事業)。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、水槽付消防ポンプ自動車の購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、5,616万円。
- 4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。
- 5、納入場所、郡上市八幡町小野4丁目4番地1。
- 6、物品の内容、水槽付消防ポンプ自動車1台。

1枚めくっていただきまして、資料を添付しております。

重複する箇所については、省略させていただきます。

納入場所ですが、これ、郡上市消防本部郡上中消防署のほうに納入します。

それから、納入期限、これが平成27年1月20日です。

契約金額、税抜きは5,200万円ということです。

物品の内容ですが、水槽付消防ポンプ自動車1台、車両仕様であります、ダブルキャビンオーバー型消防車専用シャシ、日野自動車製としております。乗員5名、4輪駆動等です。

それから、艀装ですが、A-2級のポンプを装備します。放水量は毎分2,000リットル以上ということにしております。それから、圧縮空気泡消火装置、これCAFSと言いますが、これは泡の消火ができるというものです。それから、ステンレス製水槽2,000リットルを搭載します、等です。

次のページをめくっていただきまして、積載資機材ですが、三連ばしご、それから空気呼吸器、ガス検知器等を積載をいたします。

次のページ、一応、参考図ということで消防車の図面を添付しております。実際の図面は本契約の後に業者が仕様書に基づいて図面を作成してきますので、これはあくまでも参考ということでごらんいただきたいと思っております。長さが7,200ミリ、幅が2,330ミリということです。

入札結果については、資料のとおりですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(尾村忠雄君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) これは、水槽つきポンプということなんですが、今、上にはしごもついとるということだと思うんで、三連ばしごっていうのは、水槽つきでもやっぱり要るんやろうな、要るその説明をお願いしたいし、どのぐらいの高さまでっていうことと。

それから、こういう入札については、毎度、かなり岐阜近郊の業者というようなことで、我々はちょっとも知らん、私たちは知らん、そういうところですので、この落札について、これまでの、例えばここに上がっておる業者はいつ落札しておるかというような記録があったら提示をしていただきたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) まず、車両の上に積載しております三連ばしごですが、これは、今回この水槽付消防ポンプ自動車ですが、緊急消防援助隊設備整備費補助金というものを、これ補助金をもらえるように確定をしました。補助金のほうは基準額の2分の1ということで、1,200万円ほどの補助金をいただけるわけですが、この緊急消防援助隊の車両に登録するという形で、こういった装備がやはり必要であるということで三連ばしごを載せております。

三連ばしごの長さですが、三連ですので三段階に伸びるわけですけども、一番伸ばした状態で約8メートル50センチぐらいあります。

それから、入札結果の中で、ごらんの事業所、会社が入札をしておるわけですけども、この中で今回ウスイ消防が落札をしたわけですけども、このウスイ消防は、今、中消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車、これが数年前ですけども、私の記憶している分についてはその中消防に配備してある水槽付消防ポンプ自動車、これがウスイが落札をしております。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 補助金が出るということで、今2分の1と言われましたが、それは何の2分の1なんですか。

それから、ほかの業者については、今でなくても結構ですので、これまでこういう消防の特殊車を購入した場合の業者がどこどこであるかっていうのを年度を示して資料としていただけるとありがたいので、よろしくお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) 消防車両、特殊車両のこれまでの納入の実績については、また資料をつくってお渡ししたいと思います。

あと、補助金の基準額の関係ですけど、要は基準額の2分の1ということではありますが、これも基準額というのが、緊急消防援助隊の補助金のいろんな決め事がありまして、その中の基準額ということになります。基準額は、補助が1,200万円ですので、基準額は2,400万円ということになります。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第100号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第100号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

### ◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成26年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、6月11日に開会以来、本日まで、終始、御熱心かつ慎重に御審議をいただき、提出議案全てについて御議決をいただき、ありがとうございました。議決をいただきました諸事項については、これを適切に執行してまいりたいと存じます。

また、今議会中いただきました御意見や提案等については、今後の市政運営上、適切に踏まえてまいりたいと考えております。

冒頭申し上げましたように、いよいよこれから踊りのシーズンとなり、また暑い夏に向かってま

います。議会の皆様方には、御多忙の中にも健康に御留意をいただきまして、御活躍くださいますよう祈念申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 平成26年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る6月11日から本日まで20日間にわたり、条例改正、補正予算など市政の諸案件につきまして、議員各位には極めて慎重に審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また、市長初め執行機関の各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員並びに執行者各位におかれましては、健康に留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の会議を閉会します。

これをもって平成26年第3回郡上市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

（午前11時55分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 渡 辺 友 三